

○ 税務支援の実施の基準に関する細則

	〔平成元年 1 月 23 日〕
	制 定
変更	平成 4 年 3 月 26 日
	平成 13 年 9 月 4 日
全改	平成 17 年 1 月 12 日
変更	平成 17 年 11 月 25 日
	平成 18 年 11 月 27 日
	平成 20 年 3 月 25 日
	平成 20 年 11 月 19 日
	平成 27 年 3 月 25 日
	平成 27 年 6 月 4 日

(趣旨)

第 1 条 この細則は、税務支援の実施の基準に関する規則（以下「規則」という。）第 15 条の規定に基づき、税理士会の税務支援の実施の基準に関し、必要な事項を定める。

(対象者の範囲)

第 2 条 規則第 2 条第 1 号に規定する小規模納税者は、事業所得者、不動産所得者及び雑所得者（年金受給者を除く。）で、次に掲げる者とする。

- (1) 前年分所得金額（専従者控除前又は青色特典控除前）が 300 万円以下の者
- (2) 前号に定める者が消費税の課税事業者である場合は、基準期間の課税売上高が 3,000 万円以下の者

2 規則第 2 条第 2 号に規定する対象者は、次に掲げる者とする。

- (1) 給与所得者及び年金受給者で、税理士会が税務指導を必要と認める者
- (2) 前号以外の者で、税理士会が、地域の実情その他を考慮して税務指導を必要と認める者

(税務支援の報酬)

第 3 条 規則第 4 条に定める税務支援の報酬には、規則第 5 条第 2 号の受託事業に係る謝金及び同条第 3 号の団体等から受ける謝金は含まないものとする。

(独自事業)

第 4 条 規則第 5 条第 1 号に規定する独自事業は、次のとおりとする。

- (1) 本会又は税理士会が設置する施設で行う税務支援（電話相談を含む。）

- (2) 本会又は税理士会が設営する会場で行う税務支援
- (3) その他独自事業として本会又は税理士会が実施する事業

(税務相談所)

第5条 税理士会は、税務支援を実施するための施設（以下「税務相談所」という。）をその区域内に設置し、管理及び運営に当たる。

- 2 税理士会は、前項のほか、支部の区域ごとに税務相談所を設置することができる。この場合、当該支部をしてその管理及び運営に当たらせる。
- 3 税理士会は、地域の実情その他を考慮し、その会員の事務所をもって第1項の税務相談所とすることができる。
- 4 税理士会及び支部は、前項の規定により、その会員の事務所を税務相談所とするときは、当該事務所における税務支援が適正かつ円滑に実施されるよう指導する。

(実施要領への委任)

第6条 前2条に定めるもののほか、独自事業の実施に関し必要な事項は、常務理事会で定める。

(受託事業)

第7条 規則第5条第2号に規定する受託事業は、次のとおりとする。

- (1) 記帳指導
- (2) 年金受給者等の相談会
- (3) 所得税確定申告期における無料税務相談
- (4) 所得税確定申告期における電話相談
- (5) その他前各号に準ずるもの

(協議派遣事業)

第8条 規則第5条第3号のうち、「国又は地方公共団体から納税者を指導する事業を実施するために補助金等の交付を受けている団体」で、本会が指定する団体は、次のとおりとする。

- (1) 商工会議所
  - (2) 商工会
- 2 規則第5条第3号のうち、「その他の団体」で、本会が指定する団体は、次のとおりとする。
- (1) 青色申告会
  - (2) 法人会
  - (3) 納税協会
  - (4) 日本税務協会
  - (5) 農業協同組合
  - (6) 漁業協同組合

3 税理士会は、地域の実情その他を考慮し、前項に定める団体についてその指定を除外し、又は前項に定める団体以外の団体についてその指定を追加することができるものとする。

(派遣契約及び委嘱)

第9条 税理士会は、前条に定める団体から、指定税理士等の派遣の申込を受けたときは、次の事項について、当該団体と協議し、協議が整ったときに、指定税理士等の派遣に関する契約を締結する。

- (1) 派遣する指定税理士等（以下「派遣税理士等」という。）の員数
- (2) 派遣税理士等の交替に関する事項
- (3) 派遣税理士等の担当する業務の内容並びに対象者の範囲及び員数
- (4) 派遣税理士等の従事期間
- (5) 派遣税理士等の執務の場所、日数及び時間
- (6) 派遣税理士等の受ける謝金の額
- (7) その他必要と認める事項

2 税理士会は、規則第6条第3項の指定税理士等の名簿に記載された者のうちから派遣税理士等を選定し、その団体の同意を得て委嘱する。

(所得税確定申告期の従事日数)

第10条 規則第6条第1項に掲げる所得税確定申告期の事業において、税理士会員1人当たりの従事日数は、1.5日を目安とする。

(税務支援の期間)

第11条 規則第5条第1号及び第3号の各事業において、同一の対象者に対する税務支援の期間は、2年を超えることができないものとする。

2 前項の期間を経過した者について、税理士会は、対象者又はその所属する団体等と協議のうえ所要の措置を講ずる。

(従事義務免除申請の手続)

第12条 税理士会員が、規則第7条に規定する従事義務の免除を受けようとするときは、所属する支部を通じて所属税理士会に税務支援従事義務免除申請書（別紙様式。以下「申請書」という。）を提出しなければならない。

2 税理士会は、前項に規定するもののほか、特に必要と認める書類があるときは、当該会員に提出を求めることができる。

3 前項の規定に基づき税理士会に提出された書類は、従事義務の免除の有無にかかわらず返却しない。

(申請書の審査及び通知)

第13条 税理士会の税務支援対策部長は、税理士会員から第12条に規定

する申請書が提出されたときは、申請書を受理した日から2月以内にこれを審査し、税理士会の会長にその結果の承認を受けなければならない。

- 2 税理士会の会長は、前項の審査結果をその税理士会員が所属する支部を通じて当該税理士会員に通知する。
- 3 税理士会の会長は、前項の結果を本会に報告しなければならない。

#### (従事義務免除期間)

第14条 規則第7条に規定する税務支援の従事義務の免除期間は、免除申請に基づき税理士会が承認した日からその日の属する事業年度末日までの間とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、従事義務の免除承認を受けた事業年度の翌事業年度においても継続することを妨げない。この場合、新たに前条第1項に規定する申請書を提出しなければならない。

#### (従事義務免除の取消)

第15条 従事義務の免除を承認された税理士会員が、規則第7条各号に該当しなくなったときは、当該税理士会員は所属する支部を通じて遅滞なくその旨を所属する税理士会に届けなければならない。

- 2 税理士会は、前項の届け出があった場合は、従事義務の免除を取り消すものとする。
- 3 税理士会は、従事義務の免除を承認された税理士会員が規則第7条各号に該当しないことが明らかになったときは、従事義務の免除を取り消すものとする。
- 4 税理士会は、前2項の取消があった場合は、その旨を本会に報告しなければならない。

#### (指定税理士等の任期等)

第16条 指定税理士等の任期は、2年とし、再任を妨げないものとする。この場合において、税理士会は、公平を旨として機会の均等を図るよう努めなければならない。

- 2 指定税理士等の名簿は、別に定める書式により、氏名又は名称、所属支部名、事務所の所在地、電話番号及び委嘱年月日を記載する。

#### (税理士会、支部等間の連携)

第17条 税理士等が、規則第8条の規定により、所属支部以外の地域の支部において税務支援に従事するときは、当該支部の支部長の指示を受けるものとする。

#### (従事税理士等の職責)

第18条 従事税理士等は、自己の責任において税務支援に係る事務を遂行

しなければならない。

(事績の報告)

第19条 税理士会は、税務支援の事績を集計し、別に定める書式により、本会に報告する。

(細則の改廃)

第20条 この細則を改廃しようとするときは、常務理事会の議を経なければならない。

附 則 (平成17年1月12日)

- 1 この細則は、平成17年4月21日から施行する。
- 2 全国商工会連合会との「小規模納税者に対する税務援助事業に関する申し合わせ」に係る小規模納税者については、第2条第1号の規定にかかわらず、当該申し合わせに定めるところによる。

附 則 (平成17年11月25日)

この改正規定は、平成17年11月25日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則 (平成18年11月27日)

- 1 国が行う外部委託事業を受託した団体については、平成18年11月27日から平成20年3月31日までの間、第7条第2項に規定する団体に準じて取り扱うことができるものとする。
- 2 この改正規定は、平成18年11月27日から施行する。

附 則 (平成20年3月25日)

- 1 附則(平成18年11月27日)第1項中「平成20年3月31日」を「平成21年3月31日」に改める。
- 2 この改正規定は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年11月19日)

この改正規定は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月25日)

この改正規定は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年6月4日)

この改正規定は、平成27年6月4日から施行し、平成27年4月1日から適用する。